

第29回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成29年12月19日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 地方裁判所委員会委員（敬称略）

倉田慎也（委員長）、天谷朱実、大野仁志、小池麻里子、杉浦宏季、相馬博之、高畠栄一、檀野清隆、林潤、水野忠和

(2) 事務担当者

平鍋福井簡裁判事、浅川民事首席書記官、寺井福井簡裁課長、齊藤地裁事務局長、野津地裁事務局次長、藤田地裁総務課長、前川家裁総務課長、佃家裁総務課課長補佐、東地裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 「簡易裁判所の民事手続」についての説明

(2) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び開催テーマ

(1) 次回開催期日

平成30年6月25日（月）午後1時30分

(2) 開催テーマ

裁判所における障害者への配慮について

(別紙)

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長)

- ： 福井簡易裁判所の手続案内の様子をロールプレイで見た感想だが，例えば，費用（印紙及び郵便切手）について，手続の期間や回数によって変わるのか，最初に納めた費用から追納する可能性があるのかなど，具体的な例を交えて案内をすることが必要だと感じた。
- ： 手続案内を行う時間には目安があると思うが，その時間の表記は，簡易裁判所の入口から入ってすぐに目に入るところにある方がよい。
- ： 相談者に対し，手続案内を始める前に，他に来庁者がいない場所での説明を希望する相談者用に相談室が整備されていることを伝える方が，より丁寧な対応である。
- ： 私の所属する市役所にも多くの来所者が出入りしているが，最初は窓口において簡単に話を聴き，その内容により，他者に話が聞こえない別室に案内することがある。
- ： プライバシー保護等のために別室を用意するなどの工夫は必要であるが，そもそも別室を確保するスペースが無いと無理である。私の所属団体では，待合室とカウンターの上にテレビを置き，2つのスペースを遮るようにしている。
- ： 福井弁護士会では，無料法律相談制度を約3年前に整備し，土曜日を含めた毎週6日，弁護士による無料法律相談を行っている。1回の相談にかかる時間は20分程度であるが，なるべく事案を詳細に聴くことを心掛けている。相談者に対して選択し得る手続すべて説明するのは時間がかかり，かえって混乱することもあるため，事案に即して最も適切と考える手段を端的に紹介するようにしている。

相談者の話から，相手との関係性，証拠の有無，相談者から受ける印象など

を把握し、本人で解決可能な事案であると判断できれば、直接裁判所に行くことを勧めることもある。

- ： 民事手続の選別に関して言えば、弁護士としては、民事裁判を選択した結果、手続に時間がかかったり費用面で当事者に負担がかかったりすることが予想される場合や、医療過誤、いじめや近隣トラブルといった紛争を拡大させたくない事案や相手との関係性の考慮から話合いで解決するのがよい事案の場合などには、民事調停手続を選択することがある。

しかし、使い勝手という点で言えば、訴訟や調停では、次の期日が約一か月後になることもあるため、スピーディーな進行を望めず、依頼者からそんなに待つのかと言われることもある。

- ： 相談事を抱えている時、インターネットで調べれば、解決手段として裁判所における民事手続にたどり着くことはできると思う。

しかし、その中からどの手続を選択するのかを判断することが難しく、選択するためには法律の専門家の意見が欲しいと感じるのではないか。裁判所の窓口で、相談者自身が手続選択まで行うためには、本人が納得できるまで手続案内をしてもらえるのか、どの辺りまでアドバイスをしてもらえるのかがポイントになる。

- ： 友人間の金銭貸借問題については、友人との今後の関係に不安があるため、民事手続に踏み切る決断ができないことも考えられる。相談する立場としては、過去の類似の事例などを参考にすることができれば不安が解消され、手続の利用につながると思う。

- ： 相手方との関係が友人であるのか、知人であるのか、親戚であるのか、また、揃えられる証拠書類が契約書であるのか、覚書であるのかなどによって、どの手続が望ましいのか検討できるのであり、そこまで踏み込んだ手続案内がされることで相談者が安心し、手続選択の判断につながるのではないかと思う。

- ： 手続案内を行う際に、客観的な統計資料として、同じような相談内容の場合における各種民事手続を選択する割合や調停事件を選択した場合における成立率などを示すことも手続選択の判断材料となると思う。
- ： 裁判所の手続案内を相談者にとってより分かりやすいものとする一つの方法として、動画で各種民事手続の流れや傾向などを見せた後に、裁判所職員から口頭で説明を行った方がよりスムーズに相談者に理解を促すことができると思う。
- ： 調停事件で使用する待合室では、利用者の心が和むような配慮として、例えば、花を置く、BGMを流すなどして、待つ人が緊張せず、期日において自らの考えや意向をスムーズに言葉に出せるような雰囲気作りをすることが大事だと思う。
- ： 調停事件で使用する申立人待合室の椅子の配列等は、複数の利用者がある場合には向かい合わせになることもあり、気まずい思いをすることもあってはならないか。また、壁の絵も暗い雰囲気であり、椅子の配列や壁の絵について工夫する余地があると思う。
- ： 当事者間では解決できない問題が発生した場合に、まず裁判所に行こうという感覚が一般人にはない。簡易裁判所で民事紛争を解決できる手続として訴訟、支払督促、調停などがあること、また申立手続を簡単に行えることを周りに知識として植え付けるところから始めることが必要である。
- ◎： 委員自身が調停制度について、どの程度、また、どのように理解されているかを教えていただきたい。
- ： 調停制度の存在は認知しているが、当事者同士の話し合いでは解決できなかったものが、第三者が入ることによって調停で解決できたケースがどのくらいあるのか、また、手続が終了するまでどの程度の時間がかかるのかということが分からない。そのため、当事者としては調停制度を利用しづらいと思うのでは

ないか。

◎： 大学の教員として、学生が社会へ出るための備えとして、裁判手続を効果的に伝える方法について、何か意見はあるか。

○： 私の所属する大学では、選挙権が18歳に引き下げられたことを受けて、昨年からは学生全員が選挙権に関する講義を受けることが必須となった。裁判手続や確定申告に関する話なども社会人になれば役立つ話であるため、今後、講義として展開していくことの必要性を感じている。

○： 小学生、中学生などを対象とした裁判所見学の機会を利用し、自分の身を守るための方法として民事裁判手続があること、また、それが身近にあることなどが伝わるようにすれば、効果的な制度周知になると思う。

○： 国民が身近に司法にアクセスできるように、日本司法支援センターという機関が全国に地方事務所を設けており、業務の一つとして情報提供業務を行っている。地方事務所の窓口や同機関のコールセンターで問合せを行えば、裁判所での各種手続や弁護士会の情報を提供してくれる。

日本司法支援センターのような外部機関と裁判所が連携していくことで、国民が民事紛争解決手段を身近に手に入れることができるようになると思う。

また、手続説明だけでは、相談者が自分でどのような解決手段を選択してよいのか決められないときに、必要なアドバイスをすることができるのは弁護士だと思うので、弁護士会とも連携していく必要性を感じた。

◎： 本日承った御意見は、これからの当庁での簡易裁判所の民事手続における取組を検討していく上での参考としたい。